

《建築基準法に基づく各種許可・認定等申請手数料:抜粋》

対象法令	概要	手数料
第7条の6第1項第1号 第7条の6第1項第2号	仮使用の認定	120,000円
第43条第2項第1号	敷地と道路との関係の建築の認定	27,000円
第43条第2項第2号	敷地と道路との関係の建築の許可	33,000円
第44条第1項第2号	道路内における建築の許可	33,000円
第44条第1項第3号	道路内における建築の認定	27,000円
第44条第1項第4号	公共用歩廊等の道路内における建築の許可	160,000円
第48条第1項から第14項	用途地域における建築等の許可	
	(1)第48条第16項第1号に該当する場合	120,000円
	(2)第48条第16項第2号に該当する場合	140,000円
	(3)上記以外の場合	180,000円
第51条	特殊建築物等の敷地の位置に関する許可	160,000円
第55条第2項	建築物の高さの特例認定	27,000円
第56条の2第1項	日影による建築物の高さの特例許可	160,000円
第85条第6項	仮設建築物の建築の許可	120,000円
第85条第7項	仮設建築物の建築の許可	160,000円

※表以外の手数料については、建築指導課までお問い合わせください。